

世界遺産条約の概要

(1) 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（1975年発効。我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：190ヶ国（2012年9月現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

(2) 世界遺産とは

世界遺産委員会が、記載基準に照らして顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）があると認められるものとして「世界遺産一覧表」に記載する文化遺産及び自然遺産

(3) 世界遺産のカテゴリーと一覧表記載件数（2012年9月現在）

カテゴリー	対 象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	745
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	188
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	29
(合 計)		962

(4) 自然遺産としての世界遺産一覧表記載基準

世界遺産条約履行のための作業指針にある以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。

※ (i) ~ (vi) は世界文化遺産のクライテリア

- vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。（自然美）
- viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。（地形・地質）
- ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。（生態系）
- x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。（生物多様性）

(5) 我が国の世界遺産

我が国では、2013年（平成25年）1月現在、自然遺産4件、文化遺産12件の合計16件が世界遺産一覧表に記載されている。

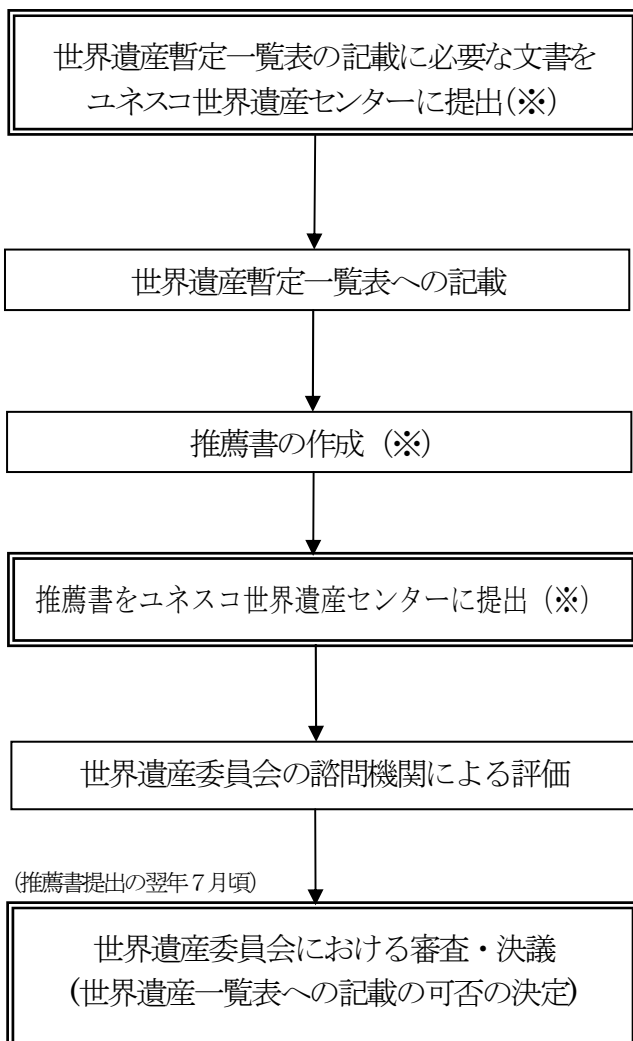
【自然遺産（計4地域）】

- ・屋久島（平成5年）
- ・白神山地（平成5年）
- ・知床（平成17年）
- ・小笠原諸島（平成23年）

【文化遺産（計12地域）】

- ・法隆寺地域の仏教建造物（平成5年）
 - ・姫路城（平成5年）
 - ・古都京都の文化財（平成6年）
 - ・白川郷・五箇山の合掌造り集落（平成7年）
 - ・原爆ドーム（平成8年）
 - ・厳島神社（平成8年）
 - ・古都奈良の文化財（平成10年）
 - ・日光の社寺（平成11年）
 - ・琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年）
 - ・紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年）
 - ・石見銀山遺跡とその文化的景観（平成19年）
 - ・平泉－仏国土（浄土）をあらわす建築・庭園及び関連する考古学的遺跡群－（平成23年）
- ※この他、「富士山」及び「武家の古都・鎌倉」について推薦書を提出済み（平成24年1月）

(6) 世界遺産一覧表記載手続きの概要



世界遺産暫定一覧表（暫定リスト）

世界遺産暫定一覧表とは、各締約国が世界遺産として価値を有していると考え、将来推薦を行う意思のある物件のリストで、必要な文書を締約国が提出することにより、ユネスコ世界遺産センターが世界遺産暫定一覧表への記載を行う。少なくとも推薦書提出の1年前までに当該文書を提出することが求められている。

推薦書

推薦書は、締約国が国内の物件を世界遺産に推薦する際に提出する書類で、遺産としての価値を証明するとともに、将来にわたり保全するための方策等を示さなければならない。毎年2月1日が提出の締め切りとなっている。

諮問機関

自然遺産・・・IUCN（国際自然保護連合）

文化遺産・・・ICOMOS（国際記念物遺跡会議）

※締約国が行うこと